

黒石市放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

令和7年9月

黒石市健康福祉部子育て支援課

目 次

1 対象施設の概要	1
2 指定管理者が行う管理の基準	2
3 指定管理者の業務等	2
4 指定の期間	2
5 応募資格	3
6 提出書類	3
7 事業規模	4
8 質問事項の受付	4
9 説明会の実施	4
10 申請書提出及び提出期間	5
11 選定方法	5
12 申請に関する経費	5
13 無効又は失格	5
14 選定委員会	5
15 選定結果	6
16 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料	6
17 その他	6
18 添付資料・様式	6

黒石市放課後児童健全育成施設指定管理者募集要項

1 対象施設の概要

放課後等において保護者が不在の家庭の小学校に就学している児童を保護し、その健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として、放課後児童クラブを設置している。(黒石市放課後児童健全育成施設条例第1条)

以下の放課後児童クラブ全施設を一括して管理運営する。

名称		西部地区りんごクラブ						
所在地		黒石市境松一丁目1番地1 社会福祉センター内						
施設概要		平成25年12月築 鉄筋コンクリート造2階建(1階部分のみ) 延床面積 黒石市社会福祉センター1階 349.07㎡						
定員		60名						
令和6年度実績	延利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		781人	784人	804人	875人	657人	762人	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	職員数	861人 760人 625人 580人 561人 622人 8,672人						
沿革等		放課後児童支援員 3名 補助員 1名						
沿革等		平成26年1月より黒石市社会福祉センター内の西部児童館において、放課後健全育成事業としてりんごクラブを設置。令和6年3月西部児童館廃止に伴い同所を西部地区りんごクラブとした。						

名称		上十川地区りんごクラブ室						
所在地		黒石市大字上十川字留岡一番17番地2						
施設概要		令和4年2月建築 木造平家建 延床面積 117.94㎡						
定員		45名						
令和6年度実績	延利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		545人	693人	651人	640人	454人	622人	
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
	職員数	735人 641人 581人 523人 522人 589人 7,196人						
沿革等		放課後児童支援員 1名 補助員 2名						
沿革等		上十川児童館内において放課後健全育成事業として上十川地区りんごクラブを設置し運営していたが、老朽化により同児童館を取壊し、令和4年4月からは新築した上十川地区りんごクラブ室で実施している。						

名 称	東地区りんごクラブ							
所在地	黒石市東町54番地4							
施設概要	平成4年3月建築 鉄筋コンクリート造平家建 面積 337.01㎡							
定 員	80名（内訳 第一：40名 第二：40名）							
令和6年度実績	延利用者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
		1,266人	1,258人	1,311人	1,371人	1,002人	1,175人	
	職員数	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
		1,337人	1,114人	1,141人	1,009人	1,013人	1,060人	14,057人
沿革等	放課後児童支援員 3名 補助員 2名							
	令和6年3月まで東児童センターにおいて、放課後健全育成事業としてりんごクラブを実施。令和6年3月東児童センター廃止に伴い同所を東地区りんごクラブとした。							

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 地方自治法、労働基準法、その他関係法令及び条例等の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 利用者の平等な利用を確保し、差別的な取扱いをしないこと。
- (5) 利用者の意見及び要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努める こと。
- (6) 効率的で効果的な管理運営に努め、費用対効果を高めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

3 指定管理者の業務等

- (1) 放課後児童健全育成事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 利用の許可の条件に関すること。
- (4) 利用の制限若しくは停止又は利用の許可の取消しに関すること。
- (5) 健全育成施設の施設、設備、備品等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健全育成施設の管理運営上必要と認められる業務
- (7) その他、別紙仕様書に定めるとおり。

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。

なお、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 黒石市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 市税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (5) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定取消しを受けたことがないこと。（本市の取消しに限定しない。）
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体であること。
- (8) 放課後児童クラブの実施実績を有する法人又は団体であること。（または子育て支援に関連がある事業実績を有する団体であること。）なお、法人格の有無は問わない。
- (9) 指定期間中、安全円滑に放課後児童クラブを管理運営できる団体であること。
- (10) 放課後児童クラブを実施するために必要な資格者を確保し、職員の配置基準を満たすことができること。

6 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者の指定申請書（黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年黒石市規則第44号）様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 定款、寄附行為の写しその他これらに相当する書類
- (5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における損益計算書（社会福祉法人にあっては事業活動計算書）、貸借対照表、財産目録、収支決算書（社会福祉法人にあっては資金収支計算書）又はその他団体の財務状況を明らかにする書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務内容を明らかにする書類
- (7) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- (8) 納税証明書
国税及び地方税（市町村民税、都道府県税、消費税、地方消費税、法人税等）につ

いて未納がないことの証明書

- (9) 指定管理者選定委員会プレゼンテーション用資料（(1)から(8)までのほか、追加の提案資料がある場合のみ。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

7 事業規模

放課後児童クラブの管理事業に係る経費については、以下の参考価格以内で、申請の際の事業計画、収支予算を各りんごクラブの内訳が分かるように策定してください。

なお、今後、市で定める予算額及び指定管理者議決後に締結する協定での指定管理料は、指定管理者となった者が提示した金額と異なる場合があります。この場合は、別途協議の上決定します。

(参考価格) 59,046千円(消費税及び地方消費税を含む。)

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。適宜質問内容を記入の上、電子メール又はFAXで提出してください。

- (1) 受付期間 令和7年10月1日(水)から10月8日(水)まで
- (2) 回答方法 令和7年10月10日(金)までに市ホームページにて回答
- (3) E-mail kuro-kodomo@city.kuroishi.aomori.jp
FAX番号 0172-52-6191

9 説明会の実施

説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を担当へ連絡してください。

なお、現地見学は実施しない予定ですが、希望する場合は、説明会時に申し出てください。

- (1) 開催日時 令和7年10月8日(水) 午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 黒石市役所わのまちセンター2階 多目的室③
- (3) 申込締切 令和7年10月6日(月)

10 申請書提出先及び提出期間

(1) 提出先 黒石市健康福祉部子育て支援課

(黒石市役所わのまちセンター1階)

〒036-0396 黒石市大字市ノ町11番地1号

電話 0172-52-2111 (内381)

FAX 0172-52-6191

(2) 提出期間 令和7年10月1日(水)から10月14日(火)までの

午前8時30分から午後5時までとします。

(土・日・祝日を除く。)

※ 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

11 選定方法

指定管理者選定委員会において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評価点の合計点が最も高い申請者を指定管理候補者として選定します。

- (1) 住民の平等な利用の確保
- (2) 施設の効用の最大限の発揮
- (3) 経費の縮減
- (4) 管理を安定して行う人的及び財政的基礎
- (5) その他必要と認める事項

12 申請に要する経費

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

13 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの

14 選定委員会

- (1) 令和7年10月29日(水)に実施します。
- (2) 申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いします。

(3) 時間、場所については後日連絡します。

15 選定結果

結果については、各申請者に文書で通知します。

16 指定管理者の決定及び管理業務に係る指定管理料

- (1) 指定管理者は黒石市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定（基本協定・年度協定）を締結しますが、初年度の年度協定の管理業務に係る指定管理料は参考金額以内となります。
- (3) 指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められる場合には、指定を取消し、協定を締結しない場合があります。

17 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用は市庁内及び選定委員会での検討に限ります。）。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

18 添付資料・様式

- (1) 黒石市放課後児童健全育成施設管理業務仕様書
- (2) 黒石市放課後児童健全育成施設条例（令和4年黒石市条例第1号）
- (3) 黒石市放課後児童健全育成施設条例施行規則（令和4年黒石市規則第9号）
- (4) 黒石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年黒石市条例第29号）
- (5) 黒石市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則（平成27年黒石市規則第28号）
- (6) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (7) 事業計画書（様式第2号）
- (8) 収支予算書（様式第3号）

問合せ先	黒石市健康福祉部子育て支援課	担当	長谷川
電話	0172-52-2111（内線381）		
FAX	0172-52-6191		
E-mail	kuro-kodomo@city.kuroishi.aomori.jp		